

令和3年3月31日

保護者各位

恩納村教育委員会
教育長 當山欽也
(公印省略)

コロナ禍における学校教育の対応について（お知らせ）

平素より本村の教育活動にご理解とご協力をして頂き感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、報道等でございますとおり、新型コロナウイルス感染症の第4波が沖縄県を覆いつつある状況でございます。それらを受け、沖縄県は、感染予防の取組を徹底するように県民に呼びかけています。そこで、本村でも、下記のように取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 期間 : 令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）
2. 対象範囲 : 恩納村立幼稚園、小学校、中学校
3. 対応について
 - (1) 「新型コロナウイルス感染症」未然防止の取り組み
 - ① 幼稚園、学校での取り組み
 - ・ 3密の回避
 - ・ 手洗い、うがいの励行
 - ・ 園内、校内の消毒
 - ・ 健康観察の徹底
 - ・ 換気
 - ・ 学校間等の交流等の停止、職員の移動の制限
 - ② 各家庭の取り組み
 - ・ 毎日の検温（登園前・登校前）
 - ・ バランスのとれた食事
 - ・ 3密の回避
 - ・ 手洗い、うがいの励行
 - ・ 規則正しい生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）
 - ・ 不要不急の外出を避ける工夫
 - (2) 体調不良の幼児児童生徒の出欠扱いについて
 - ① 発熱がある場合は、体温が平熱になるまでは、出席停止とする。
 - ② 保護者が幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染症の疑いを理由に欠席を申し出た場合は、状況を保護者から聞き取り、校長の判断によって、相当の期間を出席停止とすることができる。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に幼児児童生徒が罹患した場合
 - ① 罹患した本人は、保健所や医師の指示があるまでは、出席停止とする。
 - ② 罹患した本人に、症状が出ていない兄弟姉妹が恩納村立幼小中学校に在籍している場合は、その兄弟姉妹も出席停止とする。期間は、保健所や医師の指示に従う。
 - ③ 罹患した幼児児童が所属している学級（状況によっては、学年、学校）は、保健所や医師の指示に従い、学級閉鎖（学年閉鎖、休校）とする。期間は、保健所や医師の指示に従う。
 - (4) 幼児児童生徒が「濃厚接触者」となった場合は、保健所や医師から登校の指示が出るまでは、出席停止とする。
 - (5) 学校関係職員が罹患した場合
 - ① 教職員が罹患した場合は、保健所、医師の指示に従い、学級・学年閉鎖や臨時休校の措置を執る。
 - ② 給食センター職員が罹患等した場合は、保健所、医師の指示に従い、相当期間の給食センター閉鎖を行う。その期間、幼児児童生徒は、弁当持参等の対応を保護者に依頼する。
 - (6) 臨時休校について
 - ① 新型コロナウイルス感染症の患者が多数発生するなど、保健所や医師が臨時休校の指示、助言があった場合は、その指示に従い、相当期間の臨時休校を行う。